アメリカの新年金会計原則

加 藤 盛 弘

目 次

- I FASB ステイトメント第87号の基本方向
- I FASB ステイトメント第87号の内容
- Ⅲ FASB ステイトメント第87号の特徴
- Ⅳ 新年金会計基準の意味

I FASB ステイトメント第87号の基本方向

1985年12月にアメリカの新年金会計基準である FASB ステイトメント第87号「雇用者の年金会計」が公表された。それは現在の年金会計基準である APB オピニオン第8号「年金プラン原価の会計」および FASB ステイトメント第36号「年金情報の開示: APB オピニオン第8号の修正」にとってかわるものである。オピニオン8号はそれ自体において「年金原価の会計は過渡的段階にある」と記しているごとく,新しい年金会計基準によって改訂されることを期待されていた。そのオピニオン8号については,少くとも,二つの大きな問題が指摘されてきた。一つは年金原価計上の弾力性である。すなわち,オピニオン8号は年金原価の算定について,五つの保険数理原価法を認め,そのいずれをも自由に選択できることとしているし,また,過去勤務原価の償却についても,最低限度額と最高限度額との間で選択する大きな自由を与えられている。さらに,利得と損失の償

¹ APB Opinion No. 8, Accounting for the Cost of Pension Plans, 1966, par. 17.

² Ibid., par. 17.

却についても弾力性が認められている。このような年金原価計上について の弾力性が一つの重要な批判点とされた。

第二の問題は、過去勤務原価のうち費用に計上されていない部分は、年金会計のあり方からして、どのような形式においても勘定にまったく計上されない。そのため、未償却の(認識されていない)過去勤務原価は貸借対照表において負債として表示されない。つまり、年金負債勘定は企業が将来において支払うべき年金債務を総額にしろ純額にしろ示していない。いわば「隠れた負債」(hidden obligation)をつくり出すことになる。さらには、オピニオン8号においては年金原価の処理に焦点がおかれ、年金債務についても、また、その支払に備えて年金基金に拠出されているプラン資産も焦点からはずれてしまう(FASBステイトメント36号による開示をのそいては)。このような年金関係の債務や資産が財務諸表上で計上・表示されないこと(あるいはきわめて不十分であること)が第二の批判点とされた。

APB オピニオン8号にかわる新年金会計基準形成のための検討の力点はここにあった。今回公表された FASB ステイトメント第87号 (以下87号と略称) への中間ステップであった討議資料『年金その他の退職給付についての雇用者の会計』(1981年2月) においてはこれらの二つの問題点が主要な検討方向であることを明確に指摘していたし、また、87号の直前の段階であった『年金その他の退職給付についての雇用者の会計に関するFASB の予備的見解』(1982年) においては、過去勤務原価にかかわる年金負債とそれに照応する借方項目としての無形資産の貸借対照表での計上が検討の焦点であった。新年金会計基準である87号がこのような新基準形成の経緯のなかで出されたことを考えると、その改訂の焦点が少くとも

³ Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 87, Employers' Accounting for Pensions, December 1985, Summary.

⁴ それらの内容については、拙著『現代の会計原則』第7章を参照されたい。

上述の2点にかかわるものであることが理解できよう。

それにしても、87号はピート・マーヴィック・ミッチェル会計事務所でさえ、「極度に複雑であり、高度に専門的である」といっているほど複雑である。そこで、現代会計の典型である年金会計の新基準87号の会計処理内容と、それがどのような会計上の特徴と意味をもつかについて考察しよう。

Ⅱ FASB ステイトメント第87号の内容

年金プランには拠出建年金プランと給付建年金プランがある。前者は年金プラン (年金管理者) への雇用者 (企業) の毎期の拠出額が規定されるだけであって、退職後の従業員に支払らわれる給付額が約束されるわけではない。それに対して、給付建年金プランは雇用者が退職後に従業員に支払う給付額を規定するのであって、基金拠出額を規定するプランではない。今日、一般的に用いられているプランは給付建年金プランである。

拠出建年金プランにおいては雇用者の義務はプラン給付方式 (plan benefit formula) にもとづいて定められる拠出額であるために、その会計は簡単であり、毎期の拠出額が費用として計上される。それに対して、給付建年金プランの場合には、雇用者 (企業) が負う義務は従業員の退職後に支払われる年金給付であるから、その算定は複雑である。なぜなら、年金給付とその原価は従業員の寿命、雇用期間の長さ、将来の給付水準、中途退職率、利子率など多くの不確定要素によって見積らなければならないからである。新年金会計基準の87号はこの給付建年金プランの会計に重要な変更をもたらすものである(拠出建年金プランの会計については重要な変更をもたらすものである(拠出建年金プランの会計については重要な変更なない)。

⁵ Peat, Marwick, Mitchell & Co., Interpretation of Pension Statements, 1986, Executive Summary, p. 1.

(1) 発生主義にもとづく会計

APB オピニオン第8号が出される以前の1960年代中頃までの年金会計 については、現金主義が主として用いられていたという。すなわち、雇用 者は 退職した従業員への 実際の年金支払にさいして 年金費用を 計上する 方法 (pay-as-you-go method) とか, 従業員が退職したときに, 将来の 年金支払にそなえて、一時払保険料年金(single-premium annuity)を購 入したり、年金基金に一度に拠出し、その支払金額をもって年金費用を計 上する方法 (terminal funding method) や、毎期の年金基金拠出額をも って年金費用とする方法などが用いられていた。これに対して、APB オ ピニオン8号は保険数理原価法(五つの方法の選択的適用を認める)によって, 従業員の 勤務期間中に、 退職後に支払われる 年金給付の 原価を算定し、 それによって年金費用を計上するいわゆる発生主義会計を義務づけた。つ まり、現代の年金会計は従業員の勤務期間中に、その従業員の退職後に支 払われるであろう年金給付を保険数理仮定(それは不確定な将来の変数であ る)を用いて算定し、その現在原価を期間に割りつけることによって期間 の年金費用を計上するという方法をとるのである。それはまさに、将来事 象の見積にもとづく年金費用の計上である。87号も現金主義を排し、その ようないわゆる発生基準をとる点においては APB オピニオン8号と同じ である。ただ、87号は年金給付の保険数理現在価値と年金原価の測定方法 を将来の見積要素をより強める方向において統一化した(年金給付債務の算 定を将来の給与水準によっておこなう) のである。

(2) 勤務原価の帰属法と予想給付債務

APB オピニオンは 認められる 保険数理原価法 として 発生給付原価法

⁶ Donald E. Kieso & Jerry J. Weygaudt, Intermediate Accounting, 5th. edition, 1986, John Wiley & Sons, p. 921.

(accrued benefit method—unit credit method)と将来給付予測原価法(projected benefit cost methods—この方法に属する主要なものとして4つの方法が例示された)を示し、そのいずれの選択も良しとした。それに対して87号はコスト・アプローチと給付アプローチの二つの方法を検討し、給付アプローチを採用する。すなわち、コスト・アプローチは年金給付の基礎となる勤務とは直接関係なしに退職時の見積合計給付を予測し、それを利子率によって割引いて各期間に割りつけるのであるから、「コストがどのように発生し、負債がどのように生ずるかを必ずしも反映しない」がゆえに採用しない、とする。それに対して後者の「給付アプローチはある期間の勤務に帰属する年金給付額を算定し、それから、その給付の保険数理現在価値としてその期間の勤務原価要素を計算する」がゆえに、FASB概念ステイトメント第3号の負債の定義にもっともよく合致する、というのである。

APB オピニオン 8 号でいう将来給付予測原価法は87号のいうコスト・アプローチに 相当し、 発生給付原価法 (ユニット・クレディット法) が 給付アプローチにあたる。

給付アプローチには三つのアプローチがあるが、87号は累積給付アプローチ(accumulated benefit approach)と給付/勤務年数アプローチ(benefit/years-of-service approach)の状況に応じての使用を義務づけている。

まず、累積給付アプローチは年金原価(87号は年金原価という用語を用い、年金費用の使用を否定する) および 年金給付債務を 現在 および 過去の給与水 準を基礎にして測定する方法であり、そこでの給付債務は従業員のおこなった勤務に対して、年金給付方式によって帰属させられる給付の保険数理

⁷ APB Opinion No. 8, Appendix A, Actuarial Cost Method.

⁸ FASB Statement No. 87, par. 131.

⁹ *Ibid.*, par. 129.

現在価値である。したがって、そこには将来の給与水準についての仮定は 10 含まれない。このアプローチは、APB オピニオン8号の発生給付原価法ーユニット・クレディット法と同じである。この年金給付債務は累積給付債務(accumulated benefit obligation)と呼ばれ、年金情報の一部として開示を義務づけられるとともに、後に説明する最少負債(minimum liability)の認識を必要とするか否かを決める基礎として用いられる。

それに対して給付/勤務年数アプローチは累積給付アプローチと非常によく似ているが、年金給付の測定に将来の給与水準(future compensation levels)の仮定を用いることにおいて異る。このアプローチによって測定される債務は予想給付債務(projected benefit obligation)と呼ばれ、87号ではその債務の開示を義務づけるとともに、期間年金原価の構成要素である勤務原価は、当該期間に帰属させられるその給付の保険数理現在価値として算定されるのである。この給付/勤務年数アプローチと予想給付債務概念の導入こそ、87号の新しい重要な特徴である。いま仮設例によって予想給付債務と期間の勤務原価の計算を示そう。

設例1. 給付/勤務年数アプローチによる年金債務と原価の計算

まず,退職前5年間の平均給与は以下のように計算される。

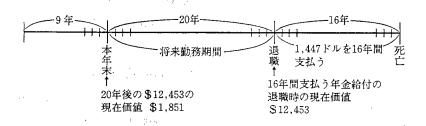
$$S = \frac{A \times (R^{N} - 1)}{R - 1} = \frac{30,000}{5} \times 1.05^{18} \times \frac{1.05^{5} - 1}{1.05 - 1} = 72,370.56$$

¹⁰ *Ibid.*, par. 18.

¹¹ *Ibid.*, par. 17.

¹² 本設例は Robert W. Berliner and Dale L. Gerboth, Accounting for Pensions—New FASB Statements, *The CPA Journal*, April 1986, p. 16 の例 1, 2 から作成した。

したがって、スミス氏が本年度の勤務に対して退職後毎年受取る給付は 1,447ドル $(72,370\times0.2=1,447.4)$ である。つぎに 1,447ドルを16年間受取る 年金給付の退職時の現在価値は 12,453ドル $(1,447+1,447\times\frac{1-(1+0.1)^{-15}}{0.1}$ $=1,447+1,447\times7.60608=12,452.998)$ である。この 12,453ドルの本年度末の現在価値は 1,851ドル $(12,453\times(1+0.1)^{-20}=12,453\times0.14864=1,851.05)$ になる。これがスミス氏の本年度の年金原価の勤務原価要素である。いま,これらの過程を図示すると下図のようになる。



なお、スミス氏は本年度末までに9年間勤務しているので、彼の稼得した合計年金給付の保険数理現在価値は16,659ドル(1,851×9)であり、それがスミス氏に対する雇用者(企業)の本年度末の予想給付債務である。87号は勤務原価の測定方法をこの給付/勤務年数アプローチに統一することを決めたのである。

(3) 期間年金原価の測定と会計処理法

87号は期間年金原価を構成するものとして以下の6つの要素をあげている。毎期、年金原価として計上される金額はこれらの純額である純期間年金原価(net periodic pension cost)である。

- a. 勤務原価
- b. 利子原価
- c. プラン資産の実際利益

- d. 認識されていない過去勤務原価の償却額
- e. 認識された利得または損失
 - f 本ステイトメントの最初の適用日に存在する認識されていない純債 13 務または純資産の償却額

そこで, これらの各要素について以下簡単に説明しよう。

a. 勤務原価.

勤務原価要素は当該期間中の従業員の勤務に対して、年金給付方式によって帰属させられる給付の保険数理現在価値として決定されるものであ14る。その測定方法は、さきの設例1において示されたごとくである。

b. 利子原価

c. プラン資産の実際利益

雇用者(企業)はプランに拠出した資産についての利益(あるいは損失) 16 を認識する。それは純期間年金原価を減少させる要素になる。

d. 過去勤務原価の償却額

年金プランが新たに採用されるか修正される場合に,従業員の過去の勤 務に対して遡及して給付を与える規定がしばしばなされる。この遡及的給

¹³ FASB Statement No. 87, par. 20.

¹⁴ Ibid., par. 21.

¹⁵ Ibid., par. 79.

¹⁶ Ibid., pars. 23 and 91.

付(retroactive benefits)を与えるコスト(すなわち過去勤務原価)は、修正年度の純期間年金原価に全額含められるのではなしに、そのプランによって給付を受取ると期待される従業員の将来勤務年数によって、将来期間に割りあてられる。そのように割りあてられた過去勤務原価がそれぞれの期間の年金原価を構成する。

e. 利得または損失

純期間年金原価を構成する第五の要素は利得または損失である。年金給付の測定においては平均寿命、中途退職率、給与の増加率などについての仮定が用いられる。しかし、実際の結果は、当然、見積と異るわけであり、そのために修正がなされる。その修正が利得および損失である。87号では利得と損失をそれが生ずる期間においてすべて認識して純期間年金原価の構成要素とするのではない。"corridor approach"と呼ばれる方法によって処理する。そのアプローチは予想給付債務かプラン資産の市場関係価値(market-related value of plan assets)のいずれか大きい方の10%を超過する利得または損失を認識し、それをさらに、そのプランにもとづいて給付を受取ると期待される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却することによって、期間年金原価を構成する利得または損失を算出するのである。期間年金原価を構成する利得または損失にはさらに、プラン資産の実際利益と見積利益との差額が加えられる。

f. 純債務または純資産の償却

87号適用の最初の会計年度の測定日(87号への移行日)に存在する純債務 または純資産の償却額も期間年金原価の構成要素である。

87号への移行日現在, (a)予想給付債務と, (b)プラン資産の公正価値プラ

¹⁷ Ibid., par. 24.

¹⁸ Ibid., par. 29.

¹⁹ Ibid., par. 32.

²⁰ Ibid., par. 34.

ス未拠出の発生年金原価マイナス前払年金原価,との差額が移行時の認識されていない純債務または純資産である。その純債務または純資産は,(a) 過去に遡って認識されていないプラン修正原価と,(b) 以前の期間からの認識されていない純利得あるいは損失と,(c) この87号とは異なる会計原則を過去に使用したことの累積的な結果,の純額である。そこで,この金額をそのプランによって給付を受けると期待される従業員の平均残存勤務期間にわたって直線法で償却することが義務づけられる。その償却額が純期間年金原価の構成要素となる。

87号は以上の6つの構成要素の純額をもって純期間年金原価勘定に計上 し、その内訳を補足情報として開示することを義務づけている。

ここで、簡単な設例によって純期間:年金原価の会計処理法を例示しよう。

設例 2. 純期間年金原価の会計処理法

Hadley, Inc. は 1986年 1月1日に給付建年金プランを採用した。給付は遡及しない。利子率 10%,プラン資産の見積利益率 10%,プラン資産の公正価値と市場関係資産価値は同額と仮定する。利得と損失は発生しなかった。基金拠出は年末に銀行になされる。給付/ 勤務年数 アプローチによる勤務原価は 1986年に \$100,000, 1987年に \$110,000とする。

ケースA:純期間年金原価と年金基金への拠出額が同額の場合 1986年の年金原価の構成要素は以下のごとし:

勤務原価			\$ 100,000
予想給付債務の利子	(\$0×10%)		. 0
プラン資産の見積利益	(\$0×10%)		
純期間年金原価		i .	\$100,000

²¹ Ibid., par. 256.

²² Ibid., par. 77.

²³ 本設例は Donald E. Kieso & Jerry J. Weygaudt, op. cit., pp. 930—932 の例示によった。

1986年の仕訳:

(「発生/前払年金原価」という1つの勘定を用いるとする)

純期間年金原価 \$100,000

発生/前払年金原価

\$ 100,000

期間の年金原価を計上

発生/前払年金原価 \$100,000

現金

\$100,000

拠出の記録

1987年の年金原価の構成要素は以下のごとし:

勤務原価

\$110,000

予想給付債務の利息 (\$100,000×10%) 10,000

プラン資産の見積利益(\$100,000×10%)(10,000)

純期間年金原価

\$110,000

1987年の仕訳:

純期間年金原価 110,000

発生/前払年金原価

110,000

期間の年金原価を計上

発生/前払年金原価 110,000

現金

110,000

拠出の記録

ケースB:年金拠出額が純期間年金原価より小額の場合

1986年には90,000, 1987年には\$95,000を拠出する, とする。

1986年の仕訳:

純期間年金原価 100,000

発生/前払年金原価

100,000

発生/前払年金原価 90,000

現 金

90,000

1987年の年金原価の構成要素:

勤務原価

\$110,000

予想給付債務の利息 (\$100,000×10%) 10,000

プラン資産の見積利益(\$ 90,000×10%) (9,000)

純期間年金原価

111,000

1987年の仕訳:

純期間年金原価 111,000

発生/前払年金原価

111,000

発生/前払年金原価 95,000

現 金 : 95,000

このように、87号の年金会計処理においては、貸借対照表上に計上され る年金負債(または資産)は認識された純期間年金原価とプランへの拠出額 との差額であって (ケースBの場合には負債としての発生年金原価 \$ 26,000), 予想給付債務や年金 プランの 資産が 計上される わけではない。 その点は APB オピニオン8号と同じである。なお、ケースBの場合には、補足情 報として開示される1987年末の予想給付債務は\$220,000(100,000+ 110,000+10,000), 年金プラン資産は \$ 194,000 (90,000+95,000+9,000) に なる。

(4) 過去勤務原価と年金債務の測定

給付建年金プランが修正(または新たに採用)されるときに、修正前の従 業員の過去の 勤務に 対して 遡及して 年金給付を 与える 規定がなされるこ とがしばしばある。この遡及的給付はプラン修正以前に生じた年金債務と

著るしく異ならないので、87号によれば、その年金はプラン修正日の予想
給付債務の増加とされる。だが、その遡及的給付の原価(過去勤務原価)
は修正年度の純期間年金原価として計上してはならない、と87号は規定す
る。なぜなら、プラン修正は雇用者の将来期間にわたる営業活動において
便益をもたらすものと期待されるので、過去勤務原価を直接に純期間年金
原価として認識することは表示上誠実でない(not be representationally faithful)し、また現行の実務からの急激な変更になるからだとしている。
そこで、87号は過去勤務原価をプラン修正時現在の従業員の将来勤務期間
にわたって償却することが合理的であるとするとともに、平均残存勤務
期間にわたる直線法償却も認めている(この方が急速な償却となる)。例を示そう。

設例3. 過去勤務原価の償却

A社はその給付建年金プランの年金給付方式を最後の3年間の平均給与の1%から

見積将来勤務年数の決定

個々人	将来勤 務年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	355 1 550		-		_	_		_	_		
A1-A9	9	9									
B1-B9	18	9	9								
C1-C9	27	9	9	9							
D1-D9	36	.9	9	9	9						
E1-E9	45	9	9	9	9	9					
F1-F9	54	· 9	9	9	9	9	9				
G1-G9	63	9	9.	9	9	9	9	9			
H1-H9	72	9	9	9	9	9	9	9	9		
I 1- I 9	81	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
J 1- J 9	90	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	495										
消失する	勤務年数	90	<u>81</u>	$\frac{72}{}$	<u>63</u>	<u>54</u>	$\frac{45}{}$	<u>36</u>	<u>27</u>	<u>18</u>	9
償却率		$\frac{90}{495}$	$\frac{81}{495}$		•••			•••			$\frac{9}{495}$

²⁴ FASB Statement No. 87, pars. 25 and 157.

²⁵ Ibid., par. 159.

²⁶ Ibid., pars. 25 and 26.

2%に変更する。その修正による予想給付債務の増加は \$ 900,000 で、カバーされる従業員は90人。従業員は10年間にわたってそのプランのもとで給付を受け、毎年10%が退社すると予想される。

過去勤務原価の償却はこの償却率を用いておこなわれる。したがって、例えば、第1年目には \$163,636.36 (900,000 $\times \frac{90}{495}$) が、第5年目には \$98,181.82 (900,000 $\times \frac{54}{495}$) が償却され、その年度の純期間年金原価として認識されることになる。

なお,この方法にかえて平均残存勤務年数によって償却するならば,平均残存勤務年数は5.5年 (495-90) であり,各年度の償却額は\$163,636.36 (900,000-5.5) となり,5.5年で償却が完了することになる。

APB オピニオン8号での過去勤務原価に関する期間年金費用の計上額 が最高で原初原価の10%,最低で未拠出の過去勤務原価に対する利子相当額の幅の中でなされるのに対し、87号は見積勤務年数による方法(平均残存勤務年数による代替的方法も含めて)を定め、一般的には償却額(期間年金原価)の早期計上をもたらすものと考えられる。

(5) 最少負債と無形資産

「(3)期間年金原価の測定と会計処理法」のところで例示したように、年金会計の構造では、認識された純期間年金原価と年金基金への拠出額との差額が、発生/前払年金原価勘定の貸方残(負債)または借方残(資産)として帳簿に残るにすぎない。APBオピニオン8号においてもこの基本的会計処理法は同じである。オピニオン8号までは、貸借対照表には、計上された期間年金原価と拠出額との差額が年金負債として、わずかに計上されるにすぎず、大部分の年金情報は財務諸表の脚注において示されるわけである。87号においてはこの基本的処理法にプラスして、新たな年金負債

²⁷ Kieso & Weygaudt, op. cit., pp. 925-927.

と無形資産を貸借対照表上に計上する方法が開発され、つけ加えられたの である。

87号は累積給付債務(予想給付債務ではない)がプラン資産の公正価値 (fair value)を超過する場合には、雇用者(企業)は未拠出の累積給付債務 28 に等しい負債を認識しなければならない、とする。その場合、新たに認識 される負債を追加最少負債 (additional minimum liability) という。その 金額はプラン資産の公正価値を超過する累積給付債務に、発生または前払 年金原価の金額を加減したものである。簡単な例を示そう。

累積給付債務

\$6,000,000

プラン資産の公正価値

4,000,000

未拠出の累積給付債務

\$2,000,000

いま, ①発生/前払年金原価

②発生年金原価(貸方残) 500,000

③前払年金原価(借方残) 300,000

の3つのケースを想定する。

- ①の場合には認識を義務づけられる追加負債は\$200,000である。
- ②の場合には \$1,500,000 (=2,000,000-500,000) が追加負債とされ る。
- ③の場合には \$2,3000,00 (=2,000,000-300,000) の追加負債の計上を 義務づけられる。

29 この追加負債に照応する同額の無形資産を計上するのである。②のケー スでいえば,

無形資產 \$ 1,500,000 追加負債 \$ 1,500,000

なる仕訳がなされる。

²⁸ FASB Statement No. 87, par. 36.

²⁹ Ibid., par. 37.

また、追加負債が、認識されていない(未償却の)過去勤務原価を超過する場合には、その超過額は無形資産とされずに株主持分へのマイナスと30される。それはまだ認識されていない損失があるからである、とされる。

なお、プラン資産が逆に累積給付債務を超過する場合には、雇用者がそれ自身の貸借対照表でその超過額を資産として計上することはできない。

このような最少負債の計上の義務づけが意味することは、プラン修正によって過去勤務原価が生じたり、重要な保険数理損失が生じたならば、少くとも未拠出の累積給付債務については負債として計上することを保証する、ということである。これは、プラン修正にともなう過去勤務原価をただちに、借方:無形資産、貸方:年金負債、として計上することを検討した『年金その他の退職給付につついての雇用者の会計に関する FASB の予備的見解』(1981年)の考え方を、そのまゝ実現したものではないとしても、その基本的な方向を部分的には実現したものといえよう。

このように87号は、プラン資産を超過する未拠出累積給付債務を元帳勘 定において負債として認識し、かつそれに照応する金額を(原則として)無 形資産として計上する会計方法を導入したのである。

なお、計上された無形資産は後の設例4の処理によってもわかるように、期間ごとに償却されるのではなしに、プラン資産が累積給付債務を超過するにいたると、追加負債と反対記入して消去されるようになっている。

ここで、追加負債 および 無形資産の処理についての 理解を 深めるために、87号に載せられている設例を示そう。

31 設例4. 最少負債を含む年金負債の認識

K社は1986年の財務諸表に、ステイトメント87号の規定を適用することを決定

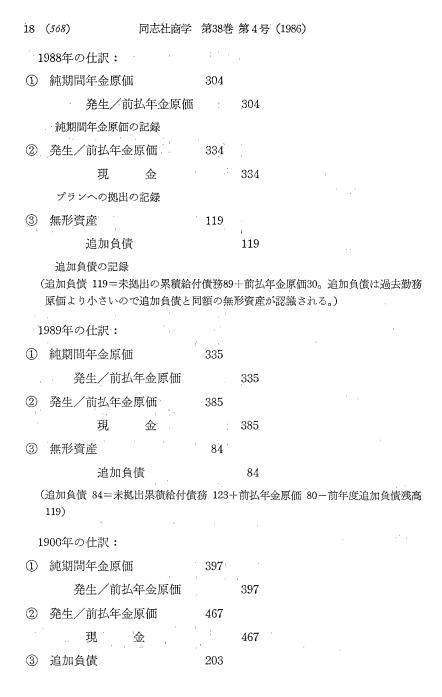
³⁰ Ibid., par. 37. Kieso and Weygaudt, op. cit., p. 935.

³¹ 本設例は FASB Statement No. 87, pp. 102-105 の設例 5 である。.

した。K社の 1988 年から 1991 年の諸年度についてのプランへの拠出状態は以下のごとし:

K社の拠出状態	19	88.12.31	198	89.12.31	199	90.12.31	199	91.12.31
資産と負債: 累積給付債務 公正価値でのプラン資産 未拠出累積給付債務 超過拠出累積給付債務	\$	(1,254) 1,165 (89)	\$ 	(1,628) 1,505 (123)	\$	(1,616) 1,622 6		エチドル) (1,554) 1,517 (37)
予想給付債務 公正価値でのプラン資産 利益にまだ認識されていない 項目: 認識されていない純債務	\$	(1,879) 1,165	Ş	(2,442) 1,505	\$	(2,424) 1,622	\$	(2,331) 1,517
(純資産)ー1986年1月1日で 認識されていない過去勤務	*	280		260		240		220
原価		715		1,314		1,172		1,039
認識されていない純利得		(251)	_	(557)		(460)		(476)
(発生)/前払年金原価	\$	30	8	80	\$	150	\$	(31)
認識すべき金額の決定		1,988		1,989		1,990		1,991
460-26 / 772 rt \ / 25-41 &- A 100 Fm	-\$		S		\$	80	\$	150
期首(発生)/前払年金原価	Ф	0	Ģ	30	ð	(397)	Ф	
純期間年金原価		(304) 334		(335) 385		467		(361) 180
拠出額					_		dh	
期末(発生)/前払年金原価	\$	30	<u>\$</u>	80	\$	150	\$	(31)
義務づけられる最少負債 (未拠出累積給付債務) 最少負債を示すための必要な修 正:		(89)		(123)		0		(37)
山・ 追加負債 ² 無形資産(認識されていない 過去勤務原価を超過しないこ	\$	(119)	\$	(84)	\$	203	\$	(6)
٤)	\$	119	\$	84	\$	(203)	\$	6
追加負債残高	\$	(119)	\$	(203)	\$	0	\$	(6)
無形資産残高	\$	119	\$	203	\$	0	\$	6

a. この金額は未拠出累積給付債務,プラス前払(またはマイナス発生)年金原価,マイナス前期末残高に等しい。財務諸表表示のためには,追加負債は(発生)/前払年金原価と結合される。



無形資産

203

(プラン資産が累積給付債務を超過するので、追加負債は不要となり、無形資産と ともに消去する。)

1991年の仕訳:

① 純期間年金原価361発生/前払年金原価361

② 発生/前払年金原価 180

現 金 180

③ 無形資產

6

追加負債

6

(追加負債 6=未拠出累積給付债務 37-発生年金原価 31)

(6) 年金情報の開示

87号では年金情報の開示(財務諸表の脚注や補足情報としての)は FASB ステイトメント36号に比較して、いっそう拡大される。36号での開示の中心は、たとえば次の Union Carbide の年金情報に示されているごとく、累積給付債務と年金資産の開示が中心であった。

			32
Union	Carbide	Corporation	の年金情報開示

	198	30.1.1 (単位	79.1.1 万ドル)	
累積給付の保険数理現在価値				1 1 1
受給権の発生している給付	\$ 1	,233	\$ 1,241	
受給権の発生していない給付		121	 133	
	Ş 1	,354	\$ 1,374	
給付に利用可能な純資産	\$ 1	1,385	\$ 1,156	,

それに対して87号においては、予想給付債務に年金情報開示の焦点があ

³² AICPA, Illustration and Analysis of Disclosures of Pension Information, 1981, p. 53.

わされる。87号の年金情報開示の規定 (ペラグラフ54) に従ってつくられる 33 開示の仮設例を示そう。

設例 5. 開示の要件

注P: 当社は実質上すべての従業員を対象とする給付建年金プランを持つ。給付は 勤務年数と,雇用期間の最後の5年間の平均給与に基礎をおく。当社の基金拠出方 針は連邦所得税目的上控除可能な限度額を基金拠出することである。拠出は現在ま での勤務に帰属する給付に対してばかりでなく,将来に稼得される予想給付に対し て備えることを意図している。

以下の表は1988年12月31日の当社の貸借対照表において認識されている金額とプランの拠出状態を示している(単位1,000ドル):

給付債務の保険数理現在価値:

\$287 の受給権の発生している

給付を含む累績給付債務	\$	(335)
現在までの勤務に対する予想給付債務	\$	(500)
公正価値でのプラン資産――主に上場株と US 国債	_	475
プラン資産を超過する予想給付債務		(25)
仮定されたものと異る過去の経験からの純利得およ		
び仮定の変化の結果		(53)
純期間年金原価としてまだ認識されていない過去勤		
務原価		19
15年間にわたって認識されている1986年1月1日現		
在の認識されていない純債務		77_
その他の資産に含まれている前払年金原価	\$_	18
1988年の純年金原価は以下の構成要素を含む(単位1	,000)ドル) ;
勤務原価――当期中に稼得された給付	\$	26
予想給付債務についての利子原価		39
プラン資産の実際利益		(45)
純償却と繰延		10
純期間年金原価	\$	30

予想給付債務の保険数理現在価値の決定に用いた加重平均割引率および将来給与水準の増加率はそれぞれ9%と6%であった。資産についての見積長期利益率は10%であった。

このように, 累積給付債務および予想給付債務とプラン資産の公正価値 との対比がなされること, さらに, 開示される情報の中心が予想給付債務 におかれているところに大きな特徴がある。

Ⅲ FASB ステイトメント第87号の特徴

以上、新しい年金会計基準である FASB 87号の内容を考察してきたのであるが、今日までの雇用者の年金会計基準である APB オピニオン8号と比較しての、その主要な変更点は、①勤務原価の測定方法を給付/勤務年数アプローチに統一したこと、②過去勤務原価を従業員の将来勤務期間によって償却する方法またはより急速な代替的償却法を導入したこと、③プラン資産の公正価値を超過する累積給付債務について追加負債とそれに照応する無形資産を計上すること、④利得および損失の償却に"corridor"アプローチにもとづくものを最少限度として、何らかの組織的な方法を継続的に適用すること、⑤予想給付債務を中心とする年金情報開示の拡大、に求められよう。そして、これらの変更の基礎にあるものは予想給付債務概念の導入による年金負債概念の拡大(それによる期間年金原価の拡大)と負債側に力点をおく論理の展開方法であると考える。そこで、その点を3つの重要な変更点にそくして考察してみよう。

(1) 勤務原価の標準的測定方法と予想給付債務

APB オピニオンはユニット・クレディット法といわれる給付アプローチと4つのコスト・アプローチを「認められる保険数理原価法」とした。 それに対して、87号はコスト・アプローチを否定し、給付アプローチを採用した。しかも、期間年金原価の構成要素である勤務原価の測定に関しては APB オピニオンでのユニット・クレディット法(累積給付アプローチ) ではない。 "projected unit credit" といわれる給付/勤務年数アプローチを用いる。これは年金給付方式が年金給付額を給与を基準にして規定する(たとえば、最後の3年間の平均給与×勤務年数というように)場合に、年金給付債務を現在の給与(たとえば本稿の設例1では30,000ドル)ではなしに、将来の給与を予測して(設例1では72,370ドルと予測)計算するのである。したがって、将来の給与水準を基礎として測定される年金債務である予想給付債務は現在の給与水準を基礎にして測定される累積給付債務よりも当然大きくなる。ピート・マーヴィック・ミッチェル会計事務所の年金会計の解説書はこの関係を下図のように示している。

予想将来給与水準の影響額(現役従業員についての)

受給権の発生していない給付債

務(現役従業員についての)

受給権の発生している給付債務
(退職者,……受給権の発生している現役従業員を含む)

87号は年金債務の計算方法をこのように当然に債務が大きくなる方法に標準化し、その大きくなる年金債務を適正な年金負債概念として導入したのである。つまり、将来の見積給与水準を基礎として計算される年金債務である予想給付債務を適正な負債概念として年金会計構造の中心に据えたのである。

期間年金原価の構成要素である勤務原価は当年度の勤務によって生ずる 年金給付の保険数理現在価値(予想給付債務の当期の勤務による増加額)であ る。したがって,勤務原価も予想給付債務概念の導入によって当然に拡大

³⁴ Peat, Marmick, Mitchell & Co., Interpretation of Pension Statements, 1986, p. 12.

されることになる。

この点はまた、利子原価についても、過去勤務原価についてもいえる。 すなわち、利子原価は予想給付債務の時の経過による増加額であるから、 予想給付債務に利子率を乗じて算出される。概念的に拡大する予想給付 債務が利子原価の計算の基礎とされるのであるから、ここでの利子原価 は累積給付債務を計算の基礎とするのと比較して当然に増大することに なる。

過去勤務原価の償却額についても同様である。なぜなら、プラン修正によって与えられる遡及的給付は、修正日現在の年金給付債務の増加となるのであるから、その債務を予想給付債務として概念づけることは、累積給付債務概念のもとにおけるよりも大きな年金債務を創出することになり、したがって大きな過去勤務原価を、そしてその償却額(期間年金原価の構成要素)をもたらすことになる。

年金債務を予想給付債務として概念づけ、勤務原価の測定をそれに基礎づけることは、年金債務概念を拡大するとともに、その拡大した債務概念によって勤務原価を、利子原価を、過去勤務原価の償却額を、したがって 純期間年金原価を拡大計上することになる。

(2) 最少負債と無形資産の計上

87号は累積給付債務がプラン資産の公正価値を超過する場合には、最少 負債と呼ばれる負債を ただちに 認識することを 義務づけたが、 このこと は、APB オピニオン 8号と比較すれば、まったく計上されることのなか ったプラン修正にともなう年金債務の増大を貸借対照表の本体において計 上するという重大な変更である。87号はこのような処理方法の開発によっ て、年金負債の存在を強調するとともに、そのような負債および無形資産 の消去の必要性を印象づけるものであろう。そのことは過去勤務原価の償 却による純期間年金原価の増額計上とプラン資産への拠出の促進の論理化 に機能するものといえよう。

だが一方,このような累積給付債務を基準とする追加負債と無形資産の計上は、予想給付債務との関連からみるときには、どのように理解したらよいのであろうか。予想給付債務との関連はこの場合には、表面的には断ち切られているようにみえる。プラン修正にさいしては、1982年の『予備的見解』の検討方向のごとく、プラン修正によって増大する(予想)給付債務をただちに負債および無形資産として認識するものでもないし、また、遡及的給付の原価を修正年度の純期間年金原価に含めるわけでもないからである。だが、全体の構造からみれば、予想給付債務との関係づけを想定しており、過去の実務からの急激な変化を避けて妥協したものと考えられる。理念的には予想給付債務を基礎におくべきものと考えているといえよう。

(3) 予想給付債務を中心とする開示

さきに考察したごとく、年金会計の期間年金原価の処理法からして、貸借対照表上には、年金原価の計上時に貸方に計上された発生/前払年金原価(負債)とプラン資産への拠出時に借方に計上された発生/前払年金原価(マイナス負債)との差額が計上されるだけである。その差額が貸方残高であれば負債であるし、借方残高であれば資産となる。その差額としての負債または資産は従業員(現役および退職した)に対する企業の年金債務を、そしてまた、その債務に備えるプラン資産の状態を示すものではまったくない。年金会計の記帳の構造は企業の従業員に対する年金債務、およびその年金給付の支払に備える資産の表示という点に関しては欠落している。それを示すものが補足情報としての年金情報の開示である。その表示は、さきの設例5においてみたごとく、年金債務としては累積給付債務と

予想給付債務の両者が示されるが、累積給付債務についてはそれ自体の表示をもって完結している。それに対して、予想給付債務については、それと公正価値でのプラン資産が対比され、プラン資産への拠出状態が示される。そしてさらに、そのプラン資産を超過する予想給付債務に、利益計算においてまだ認識されていない諸項目を加減して貸借対照表上の発生/前払年金原価と結びつけている。このことは明らかに、予想給付債務(すなわち拡大された年金債務)を年金情報開示の中心に据えている、ということである。すなわち、予想給付債務こそ適正な債務の概念であるという考え方のもとに、その予想給付債務の発生額を年金原価として計上する(期間的には繰延べがあるが)基本的構造を開示の側面から支えるものである。また、純期間年金原価の構成要素別表示も、期間年金原価が予想給付債務の発生(増加)にもとづく認識(過去勤務原価や利得・損失の繰延べ認識があるが)であることを示すものになっていると理解できよう。

以上考察してきたごとく、新年金会計基準である87号の中心にあるものは、予想給付債務こそ年金債務についての適正な概念である、という考え方である。予想給付債務は累積給付債務と比較した場合、その測定にあたって現在の給与水準ではなしに、現在よりもはるかに高くなるであろう将来の見積給与水準に依拠するものであり、したがって、年金債務を増大させるとともに、期間年金原価を増大させることになる。つまり、年金債務として予想給付債務概念を採用することは、年金債務概念を拡大するとともに、それに基礎をおく期間年金原価(費用)の拡大として機能するということである。

87号はその予想給付債務の負債概念としての正当化を概念ステイトメント第3号の負債の定義に依拠して、つぎのように行なっている。

「従業員が勤務するにつれて創出される年金債務は概念ステイトメント第3号の定義によって負債である、と審議会は結論づけた。しかしながら、その定義によっては、年金負債の測定にあたって将来の給与水準が考慮されるべきかどうかの問題は解決しない。回答者たちの見解を実務的にも概念的にも考察したのちに、将来の給与水準が勤務原価要素および予想給付債務の測定にあたって、もしプランの給付方式がそれを組み入れているならば、考慮さるべきである、ということを審議会は結論づけた。

つまり、給付アプローチは概念ステイトメントの負債の定義に合致するがゆえに妥当であり、かつ、プランの年金給付方式が、たとえば最終給与の1%とか、最後の3年間の平均給与の1%というように、将来の給与にもとづいて年金給付額を規定する場合には、将来の見積給与水準を用いて測定される予想給付債務が妥当であると結論づけているのである。

このようにして、87号では将来の給与水準の見積に依拠する年金負債概 36 念が合理化され、「不確実な将来の変数 (uncertain future variables)」 としての性格をますます強めているのである。

87号においても保険数理原価法を用いて、将来支払われる年金給付額の現在価値を計算し、それを従業員の勤務期間中に年金原価(費用)として計上する点においては APB オピニオン8号と変りはない。APB オピニオン8号によって規定されたいわゆる発生主義にもとづく年金費用の早期拡大計上の基本的なあり方を引き継ぐものである。ただ、APB オピニオンが主として期間年金原価の認識・測定に傾斜した(36号は補足情報とし

³⁵ FASB Statement No. 87, par. 143.

³⁶ Kieso & Wevgaudt, op. cit., p. 912.

て累積給付額を表示)のに対し、87号は予想給付債務を中心概念に据えることによって、その債務の表示と、その債務の期間発生額(増加額)としての年金原価の認識の構造を示した。つまり、87号では論理の力点は負債側に移され、その負債を予想給付債務として概念的に拡大し、そのことによって期間年金原価の拡大計上を論理づけているのである。

年金負債はますます将来事象の予測・見積に依拠する論理的な概念としての性格を強めている。 現代年金会計はプロフェッショナル (公認会計士および保険数理士) の判断を抜きにしては成り立ちえないのであり、プロフェッショナルの判断を前提とし、それに構造的に依拠するものとなっている。

 $(x_1, x_2, x_3, \dots, x_n) \in \mathcal{F}_n$

, ' t